

第18回 定例農業委員会議事録

令和4年1月5日(水)午後3時55分より、JAにしみの中部支店3階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員(19名)

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員(0名)

その他の出席者(5名)

守屋部長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

議案

議案第499号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第500号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告第18号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第18回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に2番 佐竹委員、16番 日比委員の両名の方
をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第499号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第499号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

1件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないた
め、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、田、1,584㎡で、規模拡大でござ
います。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効
率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた
しまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第500号、農地法第4条の規定による許可申請に
ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第500号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

1件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、355㎡で、農家住宅（庭）でございます。
農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連た
んする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた
しまして、次に移らせていただきます。

報告第18号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報
告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 報告第18号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報
告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させて
頂きます。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

1番、田、5筆合わせて、1,701㎡で、共同住宅でございます。
2番、田、254㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。
3番、畑、2筆合わせて、31.41㎡で、一般個人住宅（車庫・物
置）でございます。

2ページをお願いします。

4番、田、2筆合わせて、447㎡で、一般個人住宅でございます。
5番、田、2筆合わせて、570㎡で、貸資材置場でございます。
6番、田、970㎡で、共同住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,014㎡で、
建売分譲でございます。

8番、所有権移転によります、田、760㎡で、分譲住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、779㎡で、共同住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、290㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、山林（現況：畑）、24㎡で、一般個人住宅でございます。

3ページをお願いします。

12番、所有権移転によります、山林（現況：畑）、24㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、209㎡で、貸駐車場でございます。

14番、所有権移転によります、田、723㎡で、建売分譲でございます。

15番、所有権移転によります、畑、25.9㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、991㎡で、宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、2,652㎡で、
貸駐車場でございます。

18番、所有権移転によります、田、125㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、
説明させていただきます。

4ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、9件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

19番、田、2筆合わせて、1, 187㎡でございます。

20番、田、畑、7筆合わせて、1, 492.47㎡でございます。

21番、田、畑、14筆合わせて、15, 413㎡でございます。

22番、田、11筆合わせて、1, 944㎡でございます。

5ページをお願いします。

23番、田、3筆合わせて、5, 210㎡でございます。

24番、田、2筆合わせて、1, 635㎡でございます。

25番、田、畑、4筆合わせて、3, 772㎡でございます。

26番、田、5筆合わせて、7, 248㎡でございます。

27番、田、2筆合わせて、1, 480㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

6ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、24件届出されています。

28番、田、畑、6筆合わせて、2, 882㎡でございます。

29番、田、畑、12筆合わせて、4, 434㎡でございます。

30番、田、2筆合わせて、1, 249㎡でございます。

31番、田、514㎡でございます。

32番、田、190㎡でございます。

7ページをお願いします。

33番、田、畑、11筆合わせて、5, 226㎡でございます。

- 34番、田、2筆合わせて、499㎡でございます。
- 35番、田、8筆合わせて、5,717㎡でございます。
- 36番、田、畑、7筆合わせて、4,273㎡でございます。

8ページをお願いします。

- 37番、田、13筆合わせて、12,723㎡でございます。
- 38番、畑、田、2筆合わせて、383㎡でございます。
- 39番、田、148㎡でございます。
- 40番、田、畑、26筆合わせて、8,917.1㎡でございます。

10ページをお願いします

- 41番、田、畑、10筆合わせて、5,355㎡でございます。
- 42番、田、4筆合わせて、1,702㎡でございます。
- 43番、田、畑、2筆合わせて、3,425㎡でございます。
- 44番、畑、333㎡でございます。
- 45番、田、2筆合わせて、3,417㎡でございます。
- 46番、田、155㎡でございます。

11ページをお願いします

- 47番、畑、田、沼（現況：田）9筆合わせて、2,512㎡でございます。
- 48番、田、4筆合わせて、1,330㎡でございます。
- 49番、田、2筆合わせて、1,187㎡でございます。
- 50番、田、802㎡でございます。
- 51番、田、478㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年1月5日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

佐竹 静

議事録署名者

日比 育 健

